

令和3年度 第2回加東市社会教育委員の会議  
兼公民館運営審議会 次第

と き：令和3年10月22日（金） 10:00～

ところ：加東市社公民館 2階 視聴覚教室

開 会

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 「社会教育事業実践への手引き(案)」の作成について（資料1）

(2) その他

3 報告事項

(1) 令和3年度 生涯学習事業の進捗状況について（資料2）

・生涯学習課（生涯学習係・公民館・市民スポーツ係・文化財係）

・人権協働課

・図書館

(2) その他

・兵庫県社会教育研究大会における研究発表について（R3.11.29（月））

4 その他

・次回開催時期 月 日（ ） 時 分～

閉 会

第3期加東市教育振興基本計画に基づく  
～社会教育事業実践への手引き～  
(案)

「加東市社会教育委員の会」

令和 年 月

## まえがき

近年、「平均寿命」とともに、充実感に満ち溢れた生活を表現した「健康寿命」が注視されています。このような流れは、日常生活における個人の自主・自立を促す動機の1つになっています。その理由として、健康寿命が延長されるか否かは、気力や行動力に依存する活力にかかっていると考えられます。他方では、健康寿命延長を後押しするかのようにより、「生涯学習の充実」が図られています。

本市においても、健康寿命の延長を支える気力や行動力を鼓舞するため、生涯学習事業の編成に工夫がなされています。

本年からは、この工夫の1つとして、このプログラムに則った事業の実践手引き書を作成することといたしました。手引き書は、学習者や指導者・管理者等が事業について共通理解を図るための有効なツールになると考えています。

すなわち、日々における市民の活力向上を図るには、市民と行政の協働による生涯学習事業こそが十分に機能することが必要です。

以上のような願いを込めて、市民と行政の協働による生涯学習のシステムづくりの突破口を開くために、できるだけ多くの市民が理解しやすい手引き書の作成に取り組みます。

## 1 手引き書作成のねらい

本市では、教育の振興を図るための施策に関する基本的な計画として、本年度から『人間力の育成』を掲げた「第3期加東市教育振興基本計画(以下「教育振興基本計画」という)」を策定しています。その中では、本市の学校教育及び社会教育を含む教育施策に関する基本的な考え方や方向性が示されています。

そこで、その計画に基づき、社会教育に関わる内容を具体的に記述した手引き書を作成しました。本書は、社会教育に携わる市民と行政が各事業の実践について共通理解することによって、事業をより充実したものにするための手引きとするものです。

令和3年度からスタートした教育振興基本計画に沿って、社会教育として実施される各種事業は、参加する学習者の多様な期待に応じなければなりません。そのためには、いずれの事業においても、学習者と指導者の相互間における緊密な協働が必要になってきます。「協働」とは、様々な主体が共通の目的を達成するために、対等の関係でそれぞれの役割を担い、連携・協力して取り組むことを意味しています。

このような観点から、これまでの社会教育に関わる実践を顧みると、緊急かつ重要な課題を突き付けているように思われます。確かに、これまで多くの各種事業を実施してきました。しかし、実施すること自体を成果として取扱い、実践で重視される学習者への成果については、必ずしも明確ではありませんでした。そこには、その後に備える「反省的な実践」、いわゆる点検と評価を困難にし、学習者へのサービス向上を妨げているような状況が見え隠れしているように思われます。

このような状態は喫緊の課題です。この課題をもたらした主な要因は、実践の場において、社会教育のねらいや、事業の具体的な目標、教える・伝える内容、方法等が明確でないことにあるように考えられます。すなわち、実践計画の不十分さが、学習者と指導者の協働を難しくさせているように考えられます。

したがって、このような現状を打破し、学習者の多様な期待に応じるために、学習者と指導者の協働を促すことができる実践手引書の作成を試みました。

本書に記載する内容は、前述の課題解決に着手する意味から、次の2点についてできるだけ具体的にまとめました。

- ① 社会教育に関わる各事業において、学習者の多様な期待に応じるためには、生涯学習を編成する学校教育と社会教育が、個人の成長・発達に対して、異なる役割を果たすことについて理解する必要があります。

そのために、まず“異なる役割”について説明・理解し、これらを踏まえながら社会教育の具体的なねらいを提示します。

- ② 各事業の実践では、学習者の期待に応じるうえで、学習者と指導者間の協働による展開が必要になります。そのため、各種事業の目標、内容

(教える・伝える)、方法等の具体的計画・立案に関わる留意事項について説明・理解し、共通理解を図ります。

## 2 社会教育のねらい

生涯学習は『人間力の育成』を担っており、また学校教育と社会教育で編成されると一般には理解されています。したがって、社会人に対しては、社会教育施設等を用いた学校教育型の学習を含めた、社会教育が提供されています。

その一方で、現実の生涯学習を提供している現場では、個人の成長・発達に及ぼす学校教育と社会教育の違いが明確にされているとは言い切れない状態です。

したがって、ここでは、学校教育と社会教育の特徴を押さえながら、社会教育のねらいについて確認します。

### 1) 学校教育及び社会教育が、個人の成長・発達に果たす役割

個人の成長・発達過程において、学校教育及び社会教育は相互に関連し合いながら、それぞれは異なった役割を果たします。これらの異なった役割を容易に理解させてくれる好例は、下記の「教育振興基本計画」が掲げている『人間力の育成』です。

まず、「人間力の概念」に沿ってその内実をみると、下記の各要素で構成される総合的な力と捉えられています。すなわち、

- ① 知的能力的要素(知識力、習得した知識の応用による思考力・創造力など)
- ② 社会・対人関係力的要素(コミュニケーションスキル、リーダー・フォロアーシップ等の他者と関わる術など)
- ③ 自己統制的要素(自分らしい目的やそれに繋がる目標達成に向けて、計画を着実に実行する生き方の実践など)

で構成される「総合的な力」です。

例えば、個人は日常生活の中で、「人間力」を用いて、“置かれた場に相応しい振る舞い”に留意して、自らが“適切と判断した行動”を選択し実行しています。

つまり、“その場に相応しい振る舞い”ができるようになるのは、上記要素の①や②によって想起されるいくつかの行動の中から、③によって選択され実行に至った結果と捉えられています。

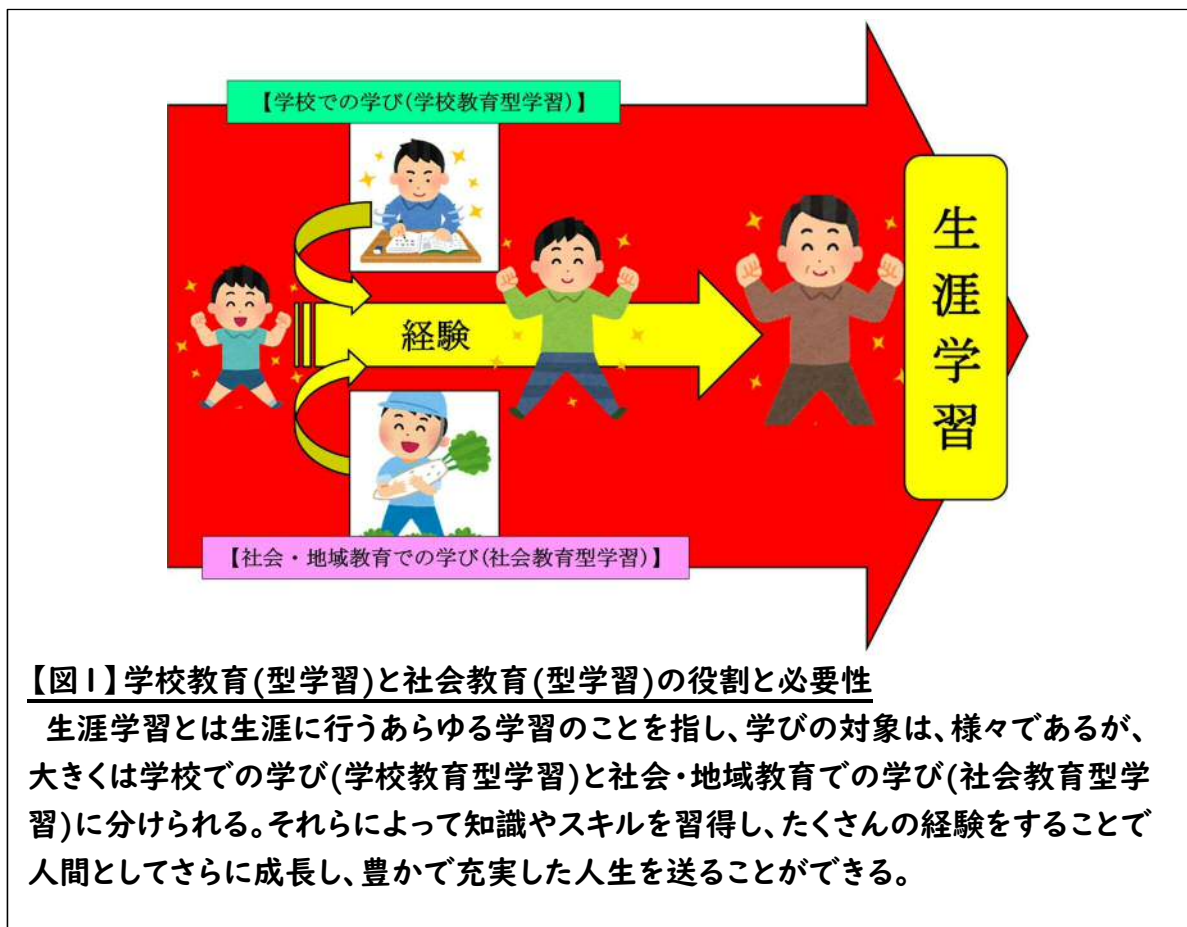
以上のように、①～③の3つの要素は総動員されて、「人間力」として機能しています。

学校教育及び社会教育の違いの詳細については、次項で記載します。

## 2) 学校教育と社会教育の違い

前記①～③の3つの要素を培う手立てとは異なり、①は主に学校教育が、②と③は主に社会教育が、それぞれ担っていると理解されています。このような理解に基づいて、『人間力の育成』は個人の生涯学習に委ねられていると捉えています。

すなわち、学校教育と社会教育は、図1のように、密接に絡み合いながら異なる役割を果たしています。以降、これら役割の違いを確認します。



学校教育の役割は、社会・集団生活において、人間として必要・大切な知識や行動様式等々の「評価基準」について共通理解を図ることです。すなわち、社会生活を営む上で、誰もが欠くことのできないと考えられる要件について共通理解を図ることが役割であると言えます。

一方、社会教育の役割は、学校教育で学習した「評価基準」の1つを生活の中で用いる際に必要な「自らの判断基準」を体験・経験を通して学ぶことです。つまり、『人間力』を構成する“社会・対人関係力的要素”や“自己統制的要素”を中心に培うのが役割です。下記の一例で確認します。

例えば、学校教育を中心とした場で、生活における評価基準の1つである、“互いに助け合うことの大切さとその理由”を学びます。次には、自らの生活の中で「さまざまな助け合いを繰り返し実践」することによって、「人、時、場合等」に応じた“助け合いの在り様や程度等々”が大切であること・自らの判断基準を学んでいる、これが社会教育の役割です。

以上のような、学校教育と社会教育の違いを考慮した実践例は、多いとは言えないまでも、これまでもみることができました。これらの例では、関係者が“学校では、できないことをしよう！”の合言葉のもとに、事業の目標、内容、方法等について共通理解を図ろうとしています。この合言葉が関係者間で意味するところは、みんなで“社会教育をやろう！”という意志だと思えます。

この意志を支えていたのが、社会教育の役割を記している「社会教育の機能」と「社会教育の特徴」です。

### 3) 「社会教育の機能」と「社会教育の特徴」

「社会教育の機能」と「社会教育の特徴」は、社会教育が個人の成長・発達に果たす役割を明確に提示しています。

「機能」は社会教育が定めた教育的ねらいの方途(進むべき道筋)であることを明示しています。また、「特徴」は、各種事業が社会教育の確かな方途であることを担保するための条件を示しています。表現を変えれば、「特徴」は各事業の実践計画を立案するときの留意事項となります。

したがって、「特徴」についての理解は、本書作成のねらいにもあるとおり、社会教育の事業を実践する上で極めて重要な留意事項となるのです。

## (1) 「社会教育の機能」に記されたねらい

「社会教育の機能」は、社会教育が『人づくり』『絆づくり』『地域づくり』の方途であることを明確にしています。

『人づくり』は、先に記した「教育振興基本計画」が掲げている『人間力の育成』と同等です。すなわち、3つの要素で構成される総合的な力です。

『絆づくり』は、社会・集団生活の基になる、仲間同士の結びつきを強めることを示唆しています。

『地域づくり』における「地域」の構成要素は、一般にハード面(建築物等の整備、交通基盤の整備、公園整備、緑地保全、等々)とソフト面(ハード面の中で、動き回る市民の存在、市民へのサービスやサービスの仕組み、等々)に分けられます。

社会教育の立場で考えると、市民に対するソフト面では、アメニティ的要素を満足させ合うことに主が置かれていると思われれます。そうすると、『地域づくり』に参画する意志の有無に関係なく、誰であろうと生活していること自体が『地域づくり』に関わっている証であるということとなります。

以上のように、個別の説明からも、『人づくり』『絆づくり』『地域づくり』の3つのねらいは、それぞれが密接に繋がっていることが容易に理解できます。すなわち、『人づくり』が究極のねらいであることに異論はないと思われれます。

したがって、『人づくり』『絆づくり』『地域づくり』の構造を各事業の実践レベルで考えると、『絆づくり』『地域づくり』を介して『人づくり』につなげようとする実践が多くみられます。いずれにしても、社会教育に関わるほとんどの事業は『人づくり』につながるのです。

## (2) 「社会教育の特徴」に記された留意事項

「社会教育の特徴」は下記の5項目が示され、各項目は事業が社会教育の確かな方途であることを担保するための条件です。



すなわち、「特徴」に記されている諸条件は、各事業が社会教育の一環である証とする上から、計画及び実践段階で留意する重要な事項です。したがって、これらについての理解は、社会教育に関わる人たちが共有する必要がありますと思われる。

「社会教育の特徴」に示されている5つの留意事項については、次のとおりです。

#### 【1】『自発性と自主性が基本』

社会教育を学ぶか否かは、個人の任意・自由であるということです。そのため、学習者に対して、学習の継続を保障する必要性を指摘しています。

例えば、事業の目標、内容、方法等において、“次も、また学習したい”のように、活動の魅力を学習者に感じさせるような工夫が大切であることを示唆しています。

#### 【2】『実践的、体験的な活動が主軸』

「習うより慣れろ」に類する諺がいくつかあるように、見聞きによる学習に留まることなく、見聞きしたことに関わる応用・体験・経験を介して、学んだ意味内容の深さ・広さを認識することの大切さを指しています。

そのため、学習者が何について“体・感覚等で、確認したい・わかりたい！”かを掴み、それに相応しい・応じることができる展開の工夫が大切であることを指しています。

#### 【3】『社会教育の場は、学習者同士の相互教育による展開が中心』

指導者が学習者に教える形態というより、学習者が実践的・体験的活動している場が、学習者相互の教え合う場になるように展開を工夫することの大切さを指しています。

#### 【4】『自由、柔軟で、多様』

この項目は、学習者の多様な期待に応じる保証の上から、学ぶ内容における個人の自由を指しています。

例えば、多様な期待に応じるために、多岐にわたる各種事業を実施するだけでなく、学習者が選択した事業の中で実践的・体験的活

動を介して学ぶ内容は、学習者の希望・期待に応じられるような展開を仕組む必要性を示唆しています。

#### 【5】『生活や地域を重視』

前述のように、市民である学習者の多様な期待・要望に応じるために、多岐にわたる事業が数多く実施されます。これら各事業の対象者、各事業の計画を決めて、学習者の募集を経て、実践に至ります。この間における、場所、内容、日程、対象等々をどのように設定するかについて、市民の日常生活や地域の実態等に即した、学び・体験に相応しい活動による展開が大切であることを示唆しています。

以上のように、5つの留意事項は、社会教育の確かな方途である証ではないかと考えます。次の段階では、これらの留意事項5つを実際にはどのように活用するかについて明確にする必要があります。実践現場では、実践計画を立案する際に留意事項を活用することが適切であろうことを考慮して、次項で説明することにします。

#### 4) 個人が学習を継続する動機である心情的な「快さ・充実感」の体験

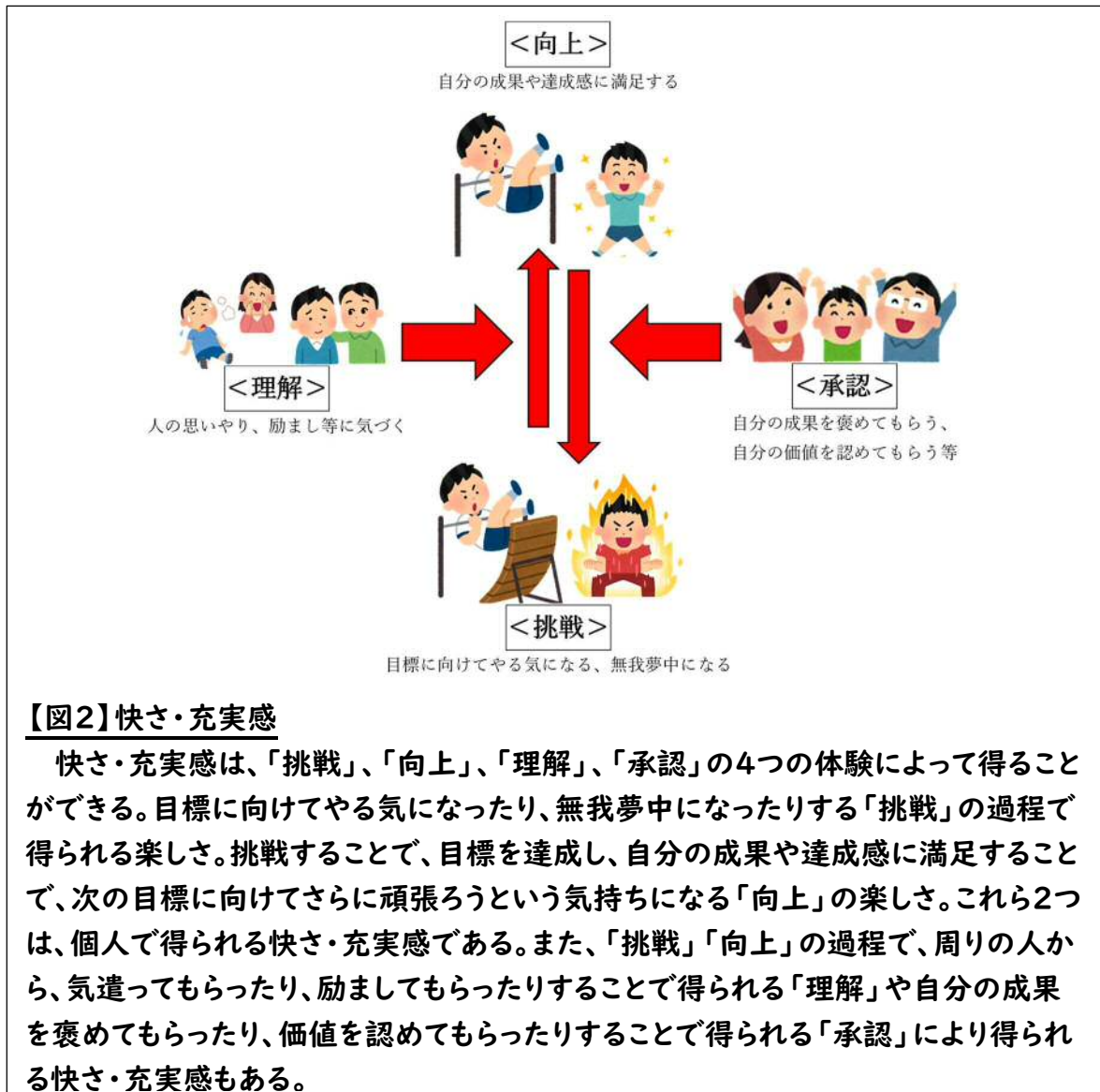
社会教育は「教育」としての究極的ねらいを『人づくり』に定め、これを支える多くの事業で、『絆づくり』『地域づくり』が取り扱われていることが理解できました。

この究極的ねらいに到達しようとするならば、「社会教育の特徴」の【1】『自発性と自主性が基本』が示唆するように、事業(一般に、単発のイベント型プログラム、並びに実施回数を重ねる継続型プログラムが実施されている)の中で、個人は学習を継続する必要があります。

すなわち、各事業が掲げる目標に期待して、参加した学習者が目標に到達するには、イベント型では数回の学習活動を積極的に継続、継続型では、数回にわたる学習の継続と各回における意欲的な学習活動の継続が必要になります。<sup>(注1)</sup>

また、学習を継続するには、それを支える動機が学習者に欠かせないことは言うまでもありません。

従来、個人が物事への取り組みを継続する動機は、一般的に個々で異なる  
とされています。他方、最近では、心情的な快さ・充実感の体験が、性や年齢  
を超えて、より多くの人に共通する動機になり得るとされています(図2参照)。  
表現を変えると、個人が物事を継続するか否かは、物事を介する快さ・充実感  
の体験の質と量によって著しく影響されるということです。



(注1)

本手引き書における、用語(P.〇〇以降)の補足説明

「目標」: 単発のイベント型プログラム、並びに継続型プログラムのいずれの場合も、事業を通してのねらいを指しています。

「課題」: 事業を編成している、各回のねらいを指しています。

### (i) 「快さ・充実感」を生む、4種の動機

図2が示すように、個人が「快さ・充実感」を感じる動機は一般的に4種あり、便宜上「挑戦」「向上」「理解」「承認」の名が付されています。

「挑戦」は、自ら明確な目標と到達への計画をつくり、それに沿って無我夢中・意欲的に取り組んでいる過程における“夢中でやっている・精一杯頑張っている”と実感するような「快さ・充実感」を指しています。

この種の「快さ・充実感」が、学習活動をさらに積極的・精力的にさせることは、日常でもよく見受けられます。

「向上」は、目標到達への計画に沿って意欲的に取り組んでいる過程で学習成果の伸びを実感できたとき、また目標に到達したときに感じることのできる、“デキター、ヤッター”のような「快さ・充実感」を指しています。

この種の「快さ・充実感」が、次の段階における「挑戦」に関わる「快さ・充実感」の体験に好影響をもたらします。

「理解」は、目標に向かって意欲的に取り組んでいる過程で、他者が励ましてくれる・手助けしてくれるときに感じることのできる、“うれしいー！ありがたい！”のような「快さ・充実感」を指しています。

この種の「快さ・充実感」は、誰もが体験しているように、意欲的に取り組んでいる自らの意欲をさらに高めてくれることとなります。

「承認」は、自らが目標に向かって頑張っている成果として目標に近づいたときや到達したときに、他者が拍手等で賞賛してくれる場面で感じることのできる、“ヨッシャー、自分すごいなー”のような「快さ・充実感」を指しています。

この種の「快さ・充実感」が、上記「理解」と同様に、自らの物事への取り組み姿勢に著しく影響することは言うまでもありません。

## (ii) 「快さ・充実感」の体験と絆づくり

前述 (i) で記した動機4種は、さらに2つに類別されています。自らに対して自身しか与えることができない「快さ・充実感」と、自らに対して他者しか与えることができない「快さ・充実感」です。

ここでは、2つに類別される「快さ・充実感」を、自らと他者が相互に交感する状況が絆づくりと密接に関わっていることについて説明します。

### a) 自らに対して、自身しか与えることができない「快さ・充実感」

まず、自らに対しては自身しか与えることができない「快さ・充実感」である「挑戦」と「向上」の連関について、再度確認しておきます。

例えば、自らが立てた計画に沿って努力・意欲的に取り組む過程での「挑戦」と称される「快さ・充実感」の体験は、“さらなる頑張り”を誘起し、この“頑張り”によって目標への着実な伸びを実感したときには、「向上」と称される「快さ・充実感」をより強く体験できます。これら“さらなる頑張り”と“学習成果の促進”の間に相乗効果を生む好循環を形成するほか、目標が到達できたときに感じる「向上」の「快さ・充実感」を一層強く感じさせることに繋がります。

また、強く感じたこの「向上」の「快さ・充実感」は、次の段階における目標への挑戦意欲をさらに高めることに繋がります。

このように、個人の心情において「挑戦」と「向上」の「快さ・充実感」は密接に絡んでおり、これらが相乗効果を生む好循環をなすことが望ましいことは言うまでもありません。ただ、この好循環を生むには、当人の明確な目標設定、並びに目標到達への用意周到な計画づくりが必要、つまり当人の“ヤル気・意欲”が不可欠になります。

ちなみに、上記のような好循環を、個人が創造できるか否かは、自己統制的要素（自分らしい目的やそれに繋がる目標達成に向けて、計画を着実に実行する生き方の実践など）に大きく影響されます。

このことから、「挑戦」～「向上」の過程における個人の活動過程の様相は、当人の精神的な健康度を強く反映する一つの指標と捉えられています。

## b) 自らに対して、他者しか与えることができない「快さ・充実感」

ここでは、自らに対して、他者しか与えることができない「快さ・充実感」について説明します。

“他者しか与えることができない”は、“自らは与えられるのを待つ”ということになります。また、自らが待っている状態は、誰の目からも明らかなように、「挑戦」～「向上」の過程でヤル気・意欲的な頑張りを体現しているときです。

このように、自らがヤル気・意欲的に頑張っているときに、他者が励ましてくれる・手助けしてくれるときに「理解」の「快さ・充実感」を体験できます。また、意欲的頑張りによる学習成果の伸びを実感したり、目標に到達すると、他者が拍手等で賞賛してくれたりしたときに「承認」の「快さ・充実感」を体験できます。

なお、これらの「快さ・充実感（「理解」「承認）」は、次のような場合には、感じることはできません。

1つは、他者が励まし等・拍手等を与えてくれたにも関わらず、自らが他者の心根を素直に受容できないときには体験することができません。

2つ目は、自らの「挑戦」～「向上」の過程でのヤル気・頑張りに対して他者の目が留まらないために、他者が励まし等・拍手等を与えてくれなかったときには体験することはできません。

以上のように、自分は他者の心根を素直に受容できるか否か、自分は素直な心根で他者に励まし等・拍手等を与えることができるか否か、すなわち「理解」と「承認」の「快さ・充実感」を自他相互間で交換できるか否かは、相互の信頼・思いやり等の如何と大きく関わるとされています。

したがって、自他間で素直に「快さ・充実感」を交感できる有様は、自他間には信頼や思いやり等の存在する証であり、絆づくりにも強く関わっていると捉えられています。

このような点から、「理解」「承認」の「快さ・充実感」を交感できる姿は、社会的健康度を強く反映している1つの指標のように捉えられています。

## 5) 「社会教育の特徴」が示唆する、留意事項相互の関連

先のP7～9において、「社会教育の特徴」に記された5つの留意事項は、社会教育の一環であることの証として、各事業が活用する必要性について説明しました。

しかし、さらに重要なことは、実践現場における事業の実施計画で留意事項5つをどのように活用するかの具体化、つまり《留意事項の活用要領》を作成することです。

このような課題に取り組む一般的手法に倣うと、「社会教育の機能」にある社会教育のねらいを確認しながら、「社会教育の特徴」の項目5つがどのような関連になっているかを考える必要があります。

### (1) 各留意事項が示唆する内容について

前記の手順に倣って、先ず「社会教育の機能」を念頭に置いて、「社会教育の特徴」の5つ各々の趣旨を再度確認します。

【1】『自発性と自主性が基本』は、《学習するか否かは個人の自由である → 事業の目標に近づくには、学習の継続が必要である → 個人における学習の継続を支える動機は、心情的な快さ・充実感の体験である → 事業における活動を介して、快さ・充実感を体験できることが大切》のような経緯を示唆していると考えられます。

すなわち、【1】『自発性と自主性が基本』は、学習の継続を保障するために、その動機となる快さ・充実感の体験を中心に置いていることが伺われます。

これを受けて、【2】『実践的、体験的な活動が主軸』は、快さ・充実感を中核に置いた、体験を示唆していると考えられます。

【3】『社会教育の場は、学習者同士の相互教育による展開が中心』は、《快さ・充実感の体験を中心に置いた活動の場 → 学習者相互の教え合いの場 → 快さ・充実感（「理解」や「承認」）を仲間同士で交感し合う形の教え合いの場 → 快さ・充実感（「理解」や「承認」）を仲間同士で交感し合う形の教え合い → 絆づくりの場》のような、経緯を想定しているように考えられます。

すなわち、【3】『社会教育の場は、学習者同士の相互教育による展開が中心』は、学習者相互の教え合いが、励ます・手助けに相当する「教え」や頑張りによる学習成果の伸びを対象にした「教え」を、中心となるように思われます。そうすると、お互いに仲間の課題を明確に掴むには、少人数のグループによる活動が主軸になるように思われます。

【4】『自由、柔軟で、多様』は《市民の多様な期待に応じるため、各種事業を実施 → 個人が選択した事業においては、快さ・充実感の体験を学習者相互の教え合いを介して担保する》ように考えられます。

【5】『生活や地域を重視』は、それぞれの生活や地域の実態に即した、学び・体験に相応しい活動による展開が大切であることを示唆しています。

すなわち、この項に関わる事柄は、学習者の期待を背負った事業に反映されていると考えて差し支えないように考えられます。

## (2) 留意事項相互の関連について

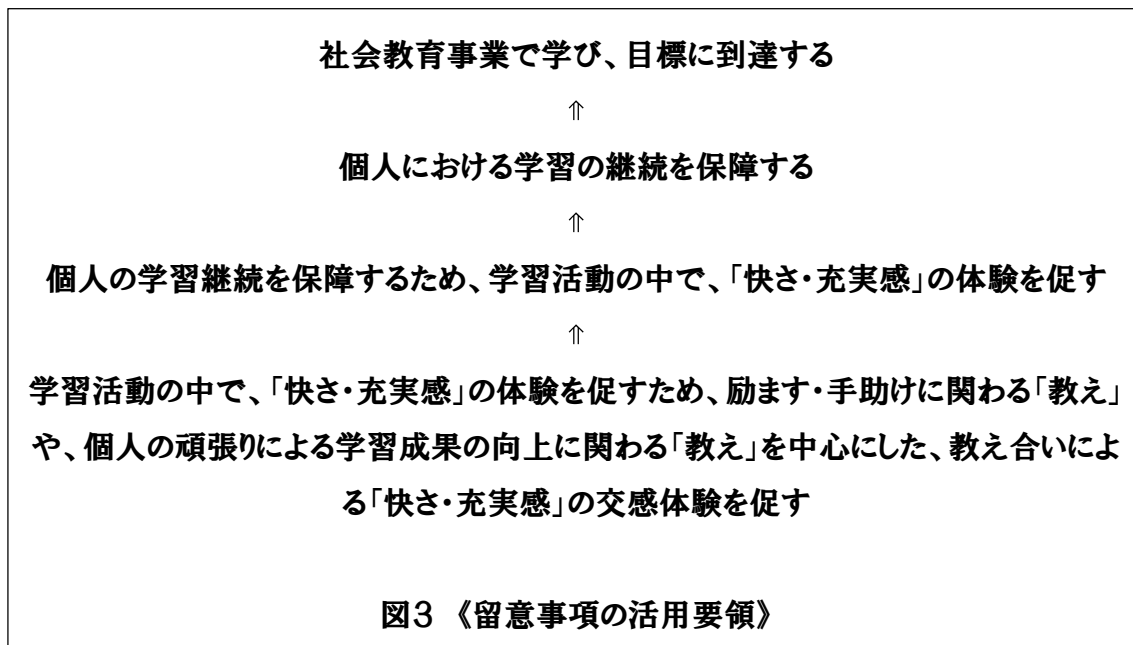
前項で示した、5つの留意事項の各々が示唆する要点を一覧すると、項目間には、次のような関連がみえるように思われます。

【1】『自発性と自主性が基本』が示唆する、社会教育のねらいに到達するために学習の継続を保障する必要から、その動機となる「快さ・充実感」の体験を学習活動に取り入れる必要があります。

社会教育の存亡に関わる“学習の保障”が幹になることは容易に理解できます。そして、この幹を支えるために、【2】『実践的、体験的な活動が主軸』では「快さ・充実感」の体験活動、並びに【3】『社会教育の場は、学習者同士の相互教育による展開が中心』では、「快さ・充実感」の体験を促すために、励ます・手助けに関わる「教え」や頑張りによる学習成果の伸びに関わる「教え」を中心とした教え合いによる「快さ・充実感」の交感体験が主軸になるように考えられます。また、このような教え合いによる「快さ・充実感」の交感体験が、絆づくりにつながることは十分期待できると考えられます。



以上のことから、項目間における関連の概略は、図3のようになります。これが、「社会教育の特徴」が示している留意事項を活用する要領（以降、《留意事項の活用要領》と略記します）となります。



### 3 各事業の実践計画立案における留意事項の活用要領

前項では、事業が社会教育の一環である証とするうえで重要な「社会教育の特徴」に記されている5つの留意事項について説明しました。

また、各事業が掲げる目標に期待して、参加した学習者が目標に到達するには、意欲的な学習活動の継続が必要になり、学習を継続するには、それを支える動機が学習者に欠かせないことを述べてきました。本項では、実際の事業実践計画立案における《留意事項の活用要領》について、詳細に説明します。

ここまでに記載してきた、「社会教育の機能」や「社会教育の特徴」に沿った、各種事業の実践計画の立案は、確かな社会教育事業の実施であるに留まらず、実践におけるPDCA活動を容易にするスタートになります。

すなわち、事業における明確な目標、それに到達するための課題、これを受けて、「伝える内容・教える内容」、そのための「方法」、学習成果を掴む方法、実践後における目標・課題・内容・方法・学習成果についてのチェ

ックの詳細等が具体的になります。そうすると、実践ごとに、振り返りが容易になり、社会教育事業の反省的実践の推進に繋がります。

このような一連の作業過程では、社会教育事業の一環であることを示す留意事項を活用しなければなりません。すなわち、前項の《留意事項の活用要領》を、目標、内容、方法等を計画する段階で生かさなければなりません。

しかし、加東市における社会教育事業は、市民多数の要望に応えるために、多岐にわたる事業が数多く実施されています。したがって、予定されている事業ごとに、《留意事項の活用要領》に沿った活用を試みることは至難の業です。

そのため、事業が掲げている目標を基に類別し、また今回は便宜的に「技能の習熟」「仲間づくり」を目標にしている事業を例に想定した、《留意事項の活用要領》に沿った活用の試みです。

その他の目標を掲げた事業においても、《留意事項の活用要領》に沿った活用の手順はほぼ同じです。したがって、ここでの記載内容を参考に試してみてください。

なお、《留意事項の活用要領》活用の試みは、事業の目標に沿った個人の目標、目標達成を支える課題、これらを踏まえた内容や方法、学習成果のチェックにおいて実施しました。それに伴う他の回もこの内容に沿って実施方法を検討してください。

## ○「『スポーツ』における技能の習熟」を目標にした事業の例

### <学習者の目標>

事業が「上手くなる、上達する」を目標に掲げているので、これに期待して、学習者は参加します。「上手くなる、上達する」ことを目標にしている内容としては、スポーツや音楽、芸術等が含まれているとイメージしてください。

したがって、事業を通しての学習者の目標は、「〇〇が上手になる、〇〇が上達する」となるのが一般的です。しかし、上手になるには、練習を続けなければなりません。

そのため、まず、目標達成(上手になりたい)に向けて、各回においては、それぞれ技術に関わる練習の課題を設定します。このとき、決して忘

れることなく、《留意事項の活用要領》を活用しなければなりません。つまり、この事業が確かな社会教育の一環であることを明確にするための条件を加えることです。

《留意事項の活用要領》には、練習中の学習者は、「快さ・充実感」を体験できるよう工夫する、及び学習者間で教え合いながら相互に「快さ・充実感」を交感するとあります。

このことを踏まえると、上の技術に関わる課題に加えて、練習中の学習者には、2つの条件が必要になるということです。

条件の1つ目は、「今日の上手くなりたい技術に関わる課題に沿った、練習の成果が現れていることを実感しながら、活動を続けることができるようになること」のように思われます。

条件の2つ目は、「仲間同士が練習成果の現れ方について、相互に教え合うことによって、「理解」や「承認」の「快さ・充実感」を交感(思いを感じ合うこと)することができるようになること」のように思われます。

以上、学習者の目標と条件について説明してきましたが、条件の設定において、確かな社会教育事業にするために、2つの条件が加わりました。しかし、これらの課題は、技術に関わる練習に沿った活動中において、満たしていることを忘れないでください。

#### <学習者同士が伝える内容・教える内容>

学習者同士が伝える内容・教える内容として、今回の課題に対して、体の動き・フォームがどのようになればいいかを理解することが必要です。

《留意事項の活用要領》には、社会教育事業では、「社会教育の特徴」の『社会教育の場は、学習者同士の相互教育による展開が中心』が記されています。

これに沿って考えると、条件1の場合では、自らの感覚によって制御しているフォームと、仲間（他者）がチェック（鏡の役割）するフォームのズレ・違いについて、仲間とともに伝え合うことが大切になるとように思われます。その際に指導者も加わることもあると考えられます。

このことによって、自らの感覚を研ぎ澄ますことにつながり、自らが上手になりつつあることを実感しやすくなることが期待できるように思われます。

条件2の場合では、条件1に関わって、フォームをチェックしている場で、仲間同士で教え合うことによって、「快さ・充実感」における「理解」と「承認」を仲間間で交感していることの確認が大切であるように思われます。

相手の真意をよく掴み、心根の理解が容易になるとともに、絆づくりにつながることも期待できるように思われます。

#### <実施方法>

実施方法を考える際も、まずは、上手になりたい技術に関わる課題を達成できるものであることを忘れてはいけません。

条件1の「今日の上手になりたい技術に関わる課題に沿った、練習の成果が現れていることを実感しながら、活動を続けることができるようになること」に関わって、学習者に対する伝える・教える内容は、自らの感覚によって制御しているフォームと、仲間（他者）がチェックするフォームのズレ・違いについてでした。

これを伝える場としての展開は、可能な限り少人数によるグループ学習の形態が適しているように思われます。この学習形態であれば、仲間同士がそれぞれの課題を掴むのが比較的容易になり、チェックの観点・視点も明確になりやすいように思われます。

条件2の「仲間同士が練習成果の現れ方について、相互に教え合うことによって、「理解」や「承認」の「快さ・充実感」を交感することができるようになること」に関して、学習者に対する伝える・教える内容は、「快さ・充実感」における「理解」と「承認」を仲間間で“キャッチボール”することの大切さでした。

この大切さを伝えるには、条件1の場合の学習形態を用いて、少人数によるグループ学習の方が、相互に真意が伝わりやすく、また心根の理解が容易になることが期待できるように思われます。

## <評価の方法>

### ◇学習者の目標

学習者の目標である「〇〇が上手になる、〇〇が上達する」ことについては、事業全体を通して、最後に行う総括的評価であるので、1回ごとに評価することは馴染まないように思われます。もしも、目標に関わって、評価をする場合には、形成的評価(進めていく過程における評価)をする方がよいと思われます。

### ◇学習者の課題

まずは、目標に向けての技術の課題が達成できたかどうかを評価します。そのことについては、学習者本人が課題の達成についてどう感じたかが大切です。これについては、できるだけ本人にどう感じたかをたずね、管理者または指導者が把握するとよいでしょう。

そして、目標を達成するための条件については、学習者との口頭でのやりとりを通して、2つの条件を達成できたかを評価することが必要です。

具体的には、条件1である「今日の上手になりたい技術に関わる課題に沿った、練習の成果が現れていることを実感しながら、活動を続けることができたのか」、条件2である「仲間同士で教え合うことによって、相互に「快さ・充実感」を交感できるようになったか」について、学習者自身に管理者または指導者が問うことで把握することが必要です。

### ◇学習者同士が伝える・教える内容

条件の評価と同じく学習者との口頭のやりとりを通して、下記の(1)、(2)の伝える・教える内容に関して、学習者同士が何を伝え合うことができたかを把握することで、評価することができます。

- (1) 自らの感覚によって制御しているフォームと、仲間(他者)がチェック(鏡の役割)するフォームのズレ・違いについて、仲間と伝え合うことができていたか。
- (2) フォームをチェックしている場で、仲間同士で教え合うことによって、褒め合ったり、励まし合ったりすることができていたか。

#### ◇実施方法

実施方法については、上記の内容を伝え合うことに関して、その実施方法が適切であったかを評価する必要があります。その際、学習者自身に下記の方法が適切か尋ねて把握したり、指導者が学習の様子を見取ることから判断したりすることで評価することができます。

- (1) 少人数によるグループ学習の形態は、仲間同士がそれぞれの課題をつかみやすく、チェックの観点・視点も明確になったのか。
- (2) 少人数によるグループ学習の方が、相互に真意が伝わりやすく、また心根の理解が容易になったのか。

#### ◇学習成果

学習成果については、学習者自身に「〇〇が上手になったか、〇〇が上達したか」を口頭でのやり取りで把握し、評価することが大切です。条件についても同様です。

以上のような評価の方法で、学習者からの聞き取りにより、事業実施者や指導者が把握した内容については、以降に事業を実施する際の改善につなげるために、内容をまとめて記述するなどが大切になってくると思われます。

#### ○「仲間づくり」を目標にした事業の例

##### <学習者の目標>

事業が「仲間づくりが上手になりたい」を目標に掲げていますので、これに期待して、学習者は参加します。

したがって、「仲間づくりが上手になりたい」という目標の達成のためには、コミュニケーション能力を高める必要があります。コミュニケーションが上手になり、人とつながっていく術を習得することが仲間づくりにつながります。

コミュニケーション能力の中には、言葉だけでなく、表情、態度、動きなども含まれています。そして、コミュニケーション能力は、自分の思いをうまくまとめて相手に伝えたり、相手の話をよく聞き、理解に努めたりすることで向上します。そこで、各回では、コミュニケーション

能力を高めることができるような活動の課題を設定する必要があります。このとき、決して忘れることなく、《留意事項の活用要領》を活用しなければなりません。このことを踏まえ、活動中の学習者には、次の2つの条件が必要です。

条件の1つ目は、コミュニケーション能力を高めるという課題を達成しようとするプロセスの中に入っていますが、「お互いがやりとりをするする中で、コミュニケーションが上手になっていることを実感すること」のように思われます。

条件の2つ目は、「お互いにコミュニケーションを行う中で、「理解」や「承認」の「快さ・充実感」を交感することができるようになること」のように思われます。

#### <学習者同士が伝える内容・教える内容>

条件1の場合では、お互いがやりとりをする中で、自分の伝えた内容に対して、相手がどう感じたか、反対に自分の聞き方はどうであったかを仲間とともに伝え合うことが大切になるとように思われます。

自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりすることを繰り返し、お互いの反応を確かめることを通して、コミュニケーションが上手になりつつあることを実感しやすくなることが期待できるように思われます。

条件2の場合では、条件1に関わって、まさに「快さ・充実感」における「理解」と「承認」を仲間間で交感していることの確認が大切であるように思われます。

相手の真意をよく掴み、心根の理解が容易になるとともに、絆づくりにつながるが大いに期待できるように思われます。

#### <実施方法>

実施方法を考える際も、まずは、コミュニケーションが上手になるための課題を達成できるものであることを忘れてはいけません。

条件1の「お互いがやりとりをするする中で、コミュニケーションが上手になっていることを実感すること」に関わって、自分の伝えた内容

に対して、相手がどう感じたか、反対に自分の聞き方はどうであったかを仲間とともに伝え合うことでした。そのためには、チームやグループ同士で競争する場面や同じ目標に向かって取り組めるような実践的、体験的な活動の場が不可欠です。さらに、これを伝える場としては、可能な限り少人数によるグループ学習の形態が適しているように思われます。少人数でのグループ学習の形態は、同じ相手と何度もやりとりを繰り返す中で、お互いの思いを理解しやすくなるように思われます。

条件2の「お互いにコミュニケーションを行う中で、「理解」や「承認」の「快さ・充実感」を交感することができるようになること」に関して、仲間間で「理解」や「承認」を“キャッチボール”することの大切さを伝え合うことでした。

この大切さを伝えるには、条件1の場合と同様に体験活動を通して、「理解」と「承認」を仲間間共有しやすい少人数によるグループ学習が、相互に真意が伝わりやすく、また心根の理解が容易になることが期待できるように思われます。

#### <評価の方法>

##### ◇学習者の目標

学習者の目標である「仲間づくりが上手になりたい」ことについては、事業全体を通して、最後に行う総括的評価であるので、1回ごとに評価することは馴染まないように思われます。もしも、目標に関わって、評価をする場合には、形成的評価(進めていく過程における評価)をする方がよいと思われます。

##### ◇学習者の課題

まずは、目標に向けての課題が達成できたかどうかを評価します。そのことについては、学習者本人が課題の達成についてどう感じたかが大切です。これについては、できるだけ本人にどう感じたかをたずね、管理者または指導者が把握するとよいでしょう。

そして、目標を達成するための条件については、学習者との口頭でのやりとりを通して、2つの条件を達成できたかを評価することが必要です。



具体的には、条件1である「お互いがやりとりをするする中で、コミュニケーションが上手になっていることを実感できたか」、条件2である「お互いにコミュニケーションを行う中で、「理解」や「承認」の「快さ・充実感」を交感することができるようになったか」について、学習者自身に管理者または指導者が問うことで把握することが必要です。

#### ◇学習者同士が伝える・教える内容

条件の評価と同じく学習者との口頭のやりとりを通して、下記の(1)、(2)の伝える・教える内容に関して、学習者同士が何を伝え合うことができたかを把握することで、評価することができます。

- (1) お互いがやりとりをする中で、自分の伝えた内容に対して、相手がどう感じたか、反対に自分の聞き方はどうであったかを仲間とともに伝え合うことできていたか。
- (2) 「快さ・充実感」における「理解」と「承認」を仲間間で交感していることを確認しながらやりとりをすることができたか。

#### ◇実施方法

実施方法については、上記の内容を伝え合うことに関して、その実施方法が適切であったかを評価する必要があります。その際、学習者自身に下記の方法が適切か尋ねて把握したり、指導者が学習の様子を見取ることから判断したりすることで評価することができます。

- (1) チームやグループ同士で競争する場面や同じ目標に向かって取り組めるような実践的、体験的な活動の場は適切であったか。
- (2) 少人数によるグループの作り方がよかったのか。

#### ◇学習成果

学習成果については、学習者自身に「仲間づくりが上手になったか、コミュニケーションが上手になったか」を口頭でのやり取りで把握し、評価することが大切です。また、仲間同士のやりとりに関して、どうであったかを指導者からも伝えることで、成果を実感できることもあるでしょう。

以上のような評価の方法で、学習者からの聞き取りにより、事業実施者や指導者が把握した内容については、以降に事業を実施する際の改善につなげるために、内容をまとめて記述するなどが大切になってくると思われます。

## 4 あとがき

以上のように、本手引き作成は、社会教育のねらいや、社会教育に関わる各種実践の目標と教える・伝える内容等を具体的にまとめて、市民一人ひとりの理解を図り、社会教育に関連した実践への参加に願いを込めています。

また、社会教育の内容は、多種多様にわたるため、現状すべての内容を網羅しているものとはなっていません。今後、事業実施の際に活用し、社会教育のねらいに沿って、多くの事業が展開されていく中で、様々な意見を入れて改訂を行い、生かしていくのがよいでしょう。

## 《資料編》

## 令和3年度 生涯学習課（生涯学習係・公民館・市民スポーツ係・文化財係） 生涯学習事業の進捗状況について

課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況	
1	生涯学習課	社会教育総務事務事業	社会教育総務事務事業	生涯学習社会の構築に向けた各種社会教育事業の推進及び社会教育関係団体への支援。	・社会教育委員の会議兼公民館運営審議会を開催・・・第1回（8/20）第2回（10/22） ・連合婦人会、連合PTAへ補助金を助成 ・加東市ノーベル大賞を開催・・・表彰セレモニー（10/9）展示（10/9～10/17）
2	生涯学習課	文化・生涯学習事業	成人式事業	成人式を迎え、家族・学校・地域への感謝の気持ちを新たにするとともに大人としての責任と自覚を認識させる場とする。	新成人の集い（R4.1.9開催予定） 実行委員会を開催し、式典内容を検討中。実行委員8名
3	生涯学習課		文化祭事業	「子ども美術作品展」や「公民館サークル作品展」を加東市秋のフェスティバルと同時開催し、生涯学習研鑽の発表の機会とするとともに、加東市の文化の育成を目指す。	加東市文化連盟祭と同日開催予定（10/30、10/31）※加東市秋のフェスティバルは中止
4	生涯学習課		公募美術展事業	日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真の5部門の美術作品を市内外から公募・審査し、入選・入賞作品を展示することで、市民が文化芸術作品を発表できる場、気軽に鑑賞できる機会を提供する。	会期：12/4～12/12（表彰式12/12）予定 作品受付：11/20、11/21
5	生涯学習課		ギャラリー活用事業	市が収蔵する美術作品を定期的に展示公開する。	令和4年3月開催予定
6	生涯学習課		高齢者大学	市内3公民館を拠点として、5月から2月までの間、各教室における教養講座及び3教室合同講座を7回程度、館外研修を年1回実施する。クラブの活動報告として、年度末には作品展や閉校式での舞台発表を開催。	受講者数 202人 ※前年度中止 講座3回（6月、8月、9月）、館外研修を中止 館外研修の代わりに合同講座を追加開催予定 新たにスキルアップ講座（少人数制の講座）を年10回程度開催予定
7	生涯学習課	成人学習事業	公民館まつりを開催し、公民館やコミュニティセンターで活動している団体の発表の場、団体同士の交流の機会を提供する。	・インドヨガ体験教室を社で5回（11/28～12/26）、滝野で5回（2/6～3/6）開催予定 ・各公民館で、公民館まつりを開催予定 ※東条公民館（東条ミニ文化祭）・・・令和3年11月20、21日開催予定 ※滝野公民館・・・令和4年2月12日開催予定 ※社公民館・・・令和4年3月開催予定	
8	生涯学習課	文化振興事務	文化振興各種団体補助事業。	加東市文化連盟、加東市美術協会ほか	
9	生涯学習課	青少年健全育成事業	小学生チャレンジスクール	学校や学年の異なる児童たちが野外活動や体験活動等を通して、青少年の健全育成を行う。	（R3.6～R3.10現在）10事業17回開催（2事業延期または中止） （R3.11～R4.3）15事業36回開催予定
10	生涯学習課		子ども教室	地域が一体となって子どもたちを見守り育む環境づくり、また、子どもたちの地域での居場所づくりとして、「地域子ども教室」を、主に週1回の放課後の時間と、夏休み期間中に、市内8教室、11会場において開催する。	実施回数42回、登録人数234人、延べ参加児童数671人、指導者数72人（9月末現在） ※新型コロナウイルス感染症の影響で、一部期間開催を中止（5月、6月、9月）
11	生涯学習課		伝の助かるた大会	ふるさとの貴重な歴史、伝統文化、人々の温かさ、公衆道徳を次代へ担う子どもたちに継承するために作成した「あったか加東伝の助かるた」を使って大会を開催する。	一部内容を変更して開催予定（R4.1.5開催予定）
12	生涯学習課		青少年活動に係る助成事業	青少年健全育成を目的とした活動を実施する各種団体補助事業。	子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウトへ補助金を助成。

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
13	生涯学習課	文化財保護対策事業	文化財保護対策事業	・文化財基礎資料作成 ・無形民俗文化財後継者育成事業 ・指定文化財防災施設管理事業	通年事業で、年度未完了に向けて順調に進捗 ※後継者育成事業は新型コロナウイルス感染症対策で中止・規模縮小
14	生涯学習課	文化財保護対策事業	埋蔵文化財調査事業	開発等に伴う試掘調査。	バスターミナル開発現場の発掘調査を実施（9月下旬～10月中旬）
15	生涯学習課	文化財保護対策事業	文化財保護対策事業	加東遺産講座の開催。	第1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 年内に第2回、年明けに第3回を予定
16	生涯学習課	公民館事務費	公民館事務費	各公民館の適正な施設維持管理・運営。	滝野公民館・・・渡り廊下雨漏り改修工事完了 空調改修工事完了
17	生涯学習課	公民館事務費	公民館総務事務事業	公民館の円滑な事務及び運営。公民館活動の推進。	公民館等登録団体の紹介冊子「いざない」を7月に全戸配布、公民館等の施設に常設
18	生涯学習課	資料館事業	歴史民俗資料館管理運営事業	加古川流域滝野歴史民俗資料館の運営及び維持管理。 加東市内の文化財に関する調査成果を紹介する文化財企画展を開催する。	・新型コロナウイルス感染症対策で観覧中止(4/25～6/20)、人流抑制で来館減少 ・文化財企画展は関連仕事の延期により来年2月下旬に延期
19	生涯学習課	資料館事業	三草藩武家屋敷管理運営事業	三草藩武家屋敷旧尾崎家の公開・管理。	新型コロナウイルス感染症対策で観覧中止(4/25～6/20)、人流抑制で来館減少 施設の維持管理は年間を通じて実施中
20	生涯学習課	コミュニティセンター 事業	東条会館管理運営事業	各コミュニティセンターの適正な施設維持管理。 (東条会館、さんあいセンター、明治館、地域交流センター)	アスベスト・PCB含有建材調査業務委託（R3.7.7契約 工期：R3.7.8～R3.10.29） ※～R3.12.15に変更予定
21	生涯学習課		さんあいセンター管理運営事業		窓枠改修工事完了
22	生涯学習課		明治館管理運営事業		施設の維持管理は年間を通じて実施中
23	生涯学習課		地域交流センター管理運営事業		令和3年4月より、滝野公民館で管理運営業務を実施
24	生涯学習課	文化会館管理運営事業	やしろ国際学習塾管理運営事業	指定管理者による文化会館の管理・運営 (やしろ国際学習塾、東条文化会館)	指定管理：公益財団法人加東文化振興財団
25	生涯学習課		東条文化会館管理運営事業		指定管理：NPO法人新しい風かとう
26	生涯学習課	文化会館整備事業	やしろ国際学習塾整備事業	各文化会館の施設整備事業	空調設備改修工事（R3.10.28入札予定 工期：R3.11.5～R4.3.25） 外壁改修工事実施設計（R3.6.23契約）
27	生涯学習課		東条文化会館整備事業		給水式冷温水機用冷温水2次ポンプ取替工事（R3.8.27契約 工期：R3.8.28～R3.11.30）

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
28	生涯学習課	文化振興事業	文化事業開催委託	コンサート、講演会等各種イベントを企画・実施し、市民に芸術文化に触れる機会を提供することで、加東市の芸術文化の振興を図る。	公益財団法人加東文化振興財団に委託
29	生涯学習課	社会体育事業	社会体育総務事務事業	スポーツ推進委員、各種スポーツ団体等への活動支援	・スポーツ推進委員会・・・月例会を開催（各種事業の実施について協議） ・体育協会への補助金やスポーツ賞賜金の交付
30	生涯学習課		加東市地区親善ソフトボール大会	地区親善ソフトボール大会の開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
31	生涯学習課		加東市地区親善バレーボール大会	地区親善バレーボール大会の開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
32	生涯学習課		加東市生涯スポーツ研修会	スポーツ推進委員の資質向上や市民の運動習慣を身に付けてもらうための事業を実施	・ALLかとうスポーツディ・・・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため第1回、第2回とも中止 ・出前講座・・・小学生チャレンジスクールにおいて実施
33	生涯学習課		加東市ゲートボール大会	チーム対抗戦を行う。	10/31開催予定：参加チーム募集中（10/15応募締め切り）
34	生涯学習課		加東市ふれあいペタンク大会	ふれあい球技大会ペタンク大会の開催	10/31開催予定：参加チーム募集中（10/15応募締め切り）
35	生涯学習課		加東市グラウンドゴルフ大会	ふれあい球技大会グラウンドゴルフ大会の開催	11/7日開催予定：参加チーム募集中
36	生涯学習課		加東市卓球大会	卓球大会の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
37	生涯学習課		三草山登山	三草山登山のスタンプカードを作成し、年間の登山達成者に認定書を交付	年間を通じてスタンプカードの配布 ※三草山頂上のスタンプをシルバー人材センターに委託管理 年間登山達成者対象に認定書を発行予定
38	生涯学習課		加東伝の助マラソン大会	未就学児の親子ペアから一般まで、市内外の参加者を募集	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期
39	生涯学習課	加東市パークゴルフ大会	加東市パークゴルフ大会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
40	生涯学習課	スポーツクラブ21推進委員会	スポーツクラブ21推進委員会	スポーツクラブ21運営支援	第1回加東市連絡協議会開催（8/31） ※地区連絡協議会の女性委員会設立等について協議
41	生涯学習課	体育施設管理事業	社会施設の維持管理	社会体育施設の長寿命化調査、東条第一体育館の耐震診断・長寿命化調査、東条第二体育館解体撤去工事実施設計を実施中 武道館の立ち木処理工事、屋根塗装工事等の維持工事を実施	

## 令和3年度 人権協働課 事業の進捗状況について

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
1	人権協働課	協働事業	市民協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「協働のあり方ガイドライン」に基づき、協働のまちづくりを進めるための啓発講演会や、地域担当連絡調整員対象の研修会、地域課題の把握調査、市民活動団体のネットワーク体制の構築など、各種事業を実施し、地域による主体的な地域づくりを推進する</li> <li>市民協働事業に関する業務(東播磨流域文化協議会負担金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域担当連絡調整員研修会…R3.5/24開催</li> <li>小規模集落元気度調査…6月～3月</li> <li>集落健診調査…7月～3月</li> <li>協働のまちづくり講演会…R3.11/15開催予定</li> <li>人権と協働を考える市民のつどいTV…KCV：R4.2/20～23（予定） YouTube：R4.2/21～28（予定）</li> <li>まちづくり活動団体ネットワーク会議…R4.2月開催予定</li> <li>東播磨流域文化協議会負担金</li> </ul>
2	人権協働課	地域振興事業	地域振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区公共施設の建設、修繕等に対して補助金を交付する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興事業補助金(地区公民館修繕)</li> </ul>
3	人権協働課	区長会事務及び諸事業	区長会事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>加東市区長会及び加東市代表区長会への行政事務委託料の交付</li> <li>加東市区長会への補助</li> <li>小学校単位の地区区長会への補助</li> <li>区長会及び代表区長会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政事務委託料前期(区長会) 〃 (代表区長会)</li> <li>区長会への補助</li> <li>小学校単位の地区区長会補助</li> <li>区長会R3.4/20開催、11/15・R4.2月(予定)</li> <li>代表区長会R3.4/13、7/20開催、11/5・12/22・1月・2月(予定)</li> </ul>
4	人権協働課	コミュニティ推進事業	コミュニティ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の住民自治組織及びまちづくり活動団体に対してまちづくり活動費補助金を交付し、住民主体のまちづくりを推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治組織分(7組織)</li> <li>応募活動分(7団体)</li> </ul>
5	人権協働課	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月の”社会を明るくする運動”推進強調月間における啓発活動を実施する</li> <li>保護司会、更生保護女性会活動補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会を明るくする運動街頭啓発…R3.7/1実施</li> <li>市保護司会及び小野加東保護区保護司会への補助</li> <li>市更生保護女性会への補助</li> </ul>
6	人権協働課	人権擁護委員協議会事務事業	人権擁護委員協議会事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設人権相談所の開設や街頭啓発など、人権擁護委員による人権啓発活動を支援する</li> <li>5月の憲法週間、6月の人権擁護委員の日、12月の人権週間における特設人権相談所開設</li> <li>人権擁護委員の街頭啓発活動の支援(6月男女共同参画週間、8月人権文化をすすめる市民運動、12月人権週間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設人権相談所の開設…5/6、6/1実施、12/7(予定)</li> <li>街頭啓発…6/24実施、8/6コロナで中止、12/7(予定)</li> <li>北播人権擁護委員協議会への補助</li> <li>北播人権擁護委員会協議会研修会…R3.10/21(予定)</li> </ul>

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
7	人権協働課	人権啓発事業	人権啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発の総合的な推進（人権文化をすすめる市民運動事業、人権ポスター・標語募集）</li> <li>・人権啓発情報誌の発行</li> <li>・インターネットモニタリング事業</li> <li>・人権の花運動</li> <li>・人権教育推進のリーダー育成を目的とした講演会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加東市民人権講座(第1回)TV…KCV：R3.6/13～20放送 YouTube：R3.6/13～19配信</li> <li>・ ” (第2回)TV…KCV：R3.8/22～9/5放送 YouTube：R3.8/22～28配信</li> <li>・ ” (第3回)TV…KCV：R3.11/21～12/5(予定) YouTube：R3.11/22～29(予定)</li> <li>・人権文化をすすめる市民運動事業</li> <li>・人権ポスター及び標語を募集し作品を展示 …R3.8/12～18までやしろショッピングセンター-Bio</li> <li>・人権文化をすすめる市民運動推進強調月間に関する人権啓発横断幕及びのぼりの掲出…R3.8/1～8/31まで</li> <li>・各種啓発…グッズに標語をプリントし啓発物品として配布 懸垂幕・横断幕の掲示、街頭啓発など</li> <li>・人権啓発情報誌(夢きらめいて)の発行…R3.10月号発行し全戸配布 R4.3月号発行（予定）</li> <li>・インターネットモニタリング事業…毎週水曜日1時間程度実施</li> <li>・人権の花運動…市内市立小学校に「人権の花」等を配付</li> </ul>
8	人権協働課		人権啓発講演会	市民への人権啓発を目的とした講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民人権啓発講演会TV…KCV：R3.7/1～18放送 YouTube：R3.7/1～7配信</li> </ul>
9	人権協働課		人権と協働を考える市民のつどい	地区学習実践発表、講演など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権と協働を考える市民のつどいTV…KCV:R4.2/20～23（予定） YouTube:R4.2/21～28（予定）</li> </ul>
10	人権協働課		男女共同参画事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画セミナーの実施</li> <li>・男女共同参画市民会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加東ウィメンズリーダー塾…R3.8/29、9/25、10/17</li> <li>・女性のためのチャレンジ相談…R3.10/29(予定)</li> <li>・出張！女性のための働き方セミナー…R3.11/30(予定)</li> <li>・男女共同参画市民会議の開催…R3.8/11開催</li> </ul>
11	人権協働課		人権啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別事象など人権に関わる問題解決や施策方針を審議するため、人権問題審議会を開催し、意見を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題審議会の開催…R3.7/2開催</li> </ul>
12	人権協働課	住宅資金償還事務事業	住宅資金償還事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金貸付金の債務者からの償還に係る事務</li> <li>・弁護士への委託業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者からの償還に係る事務等</li> </ul>

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
13	人権協働課	隣保館運営事業	隣保館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣保館施設の維持管理</li> <li>・広域隣保活動事業(相談事業、人権教育・啓発事業、地域交流事業、地域福祉事業、広報・啓発活動事業)の実施</li> <li>・隣保館運営委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣保館施設の維持管理…随時</li> <li>・広域隣保活動事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設総合相談(年3回6会場)</li> <li>・窪田隣保館人権相談(毎週水曜日)</li> <li>・人権教育・啓発事業(人権講演会)TV…YouTube : R3.1/24~28 (予定)</li> <li>DVDで視聴 : R4.1/27(予定)</li> <li>KCV : R4.1/23(予定)</li> </ul> </li> <li>・地域交流事業(いきいきゲーム教室(4回/年)、銭太鼓講座(2回/月)、まちかど体操(4回/月)、物忘れ予防カフェ(1回/月))</li> <li>・地域福祉事業(回想法アフター(4回/年)、ヨガ教室(4回/年))</li> <li>・広報・啓発活動事業(隣保館だよりの発行(1回/月)) など</li> <li>・隣保館運営委員会の開催…R4.2月頃開催予定</li> </ul>
14	人権協働課	人権教育事業	人権啓発推進員事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとに人権啓発推進員を委嘱し、地区住民学習の推進的役割を担い、地区住民学習会を開催することで、市民の人権意識高揚を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民学習会の開催…全地区に依頼し現在実施中</li> </ul>
15	人権協働課		地域に学ぶ体験学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権課題の解決をめざすため、子どもを対象とした体験型の人権学習や地域活動等を行い、人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成するとともに、自分が住んでいる地域に愛着の誇りを持ち、心と心が豊かにつながる地域づくりを進めるための学級運営を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生じんけん教室(シッティングパレ体験)…R3.11/23 (予定)</li> <li>〃 (異文化交流体験)…R3.12/24 (予定)</li> <li>〃 (市外学習：渋染一揆資料館見学(岡山市)他)…R3.12.27 (予定)</li> <li>・人権ジュニアリーダー学級(中学生:「障害のある人の「就労」って」TV)…YouTube : R3.9/1~13配信</li> <li>KCV : R3.9/20~22放送</li> </ul>
16	人権協働課		人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加東市の人権・同和教育の推進を図るため、加東市人権・同和教育研究協議会に委託し、加東市における人権・同和教育推進啓発事業を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加東市人権・同和教育推進啓発事業業務委託(各種部会の活動(住民学習推進部会、学校教育部会、団体別研修推進部会等))</li> </ul>
17	人権協働課	元金償還金事業	住宅資金元金償還金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金等の市債(元金)の償還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易生命保険資産支弁金(住宅資金償還元金)</li> </ul>
18	人権協働課	利子償還金事業	住宅資金利子償還金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金等の市債(利子)の償還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易生命保険資産支弁金(住宅資金償還利子)</li> </ul>



令和3年度 市立図書館（中央図書館・滝野図書館・東条図書館） 図書館事業の進捗状況について

	課名	大事業名	中事業名	全体事業概要	進捗状況
1	中央図書館	図書館運営事業	図書館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3図書館の適正な運営、職員の研修会等への参加、資料搬送業務の委託、市民の意見を図書館運営に反映させるための図書館協議会の開催など、図書館運営の向上を図ります。</li> <li>・市内7小学校と2中学校及び1義務教育学校へ図書館から本を届ける「おとどけ図書館」を学校の要望も取り入れながら行います。</li> <li>・北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、3市1町の図書館間で図書等の相互利用の強化を図るとともに、返却本の預かりサービスにより利用者の利便性の向上を図ります。</li> </ul>	<p>令和3年9月末現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回図書館協議会は書面開催（9/5）</li> <li>・「おとどけ図書館」は、計画通り実施。8校5回ずつ</li> <li>・北播磨広域定住自立圏共生ビジョンのサービスは、計画通り実施。預かり冊数1,535冊、預かってもらった冊数1,633冊</li> </ul>
2	中央図書館	図書館充実事業	図書館充実事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館システムの維持管理を行い、パソコンやスマートフォンでの図書検索、予約サービスにより利用の拡大を図ります。</li> <li>・資料提供の充実のため、図書や新聞、雑誌等の購入を行います。</li> </ul>	<p>令和3年9月末現在の状況</p> <p>利用者数 48,287人 貸出点数 278,396点 予約件数 全体31,320件（内web予約22,539件） 図書購入 6,311冊</p>
3	中央図書館	図書館主催事業	図書館主催事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに読書の輪を広げるため、小学生の図書館体験として「おでかけ図書館」を実施します。</li> <li>・読書活動推進事業として、利用者参加型の催し等を実施し、図書館利用の促進を図ります。</li> <li>・健康課と連携し「はじめてであう絵本」として、4か月児健診の場で進展活動を行います。</li> <li>・人権協働課と連携し「人権絵本の読み聞かせ」を行います。</li> </ul>	<p>令和3年9月末現在の状況</p> <p>おでかけ図書館 4校 164名 おはなし会 27名（5・6月中止） はじめてであう絵本 149組 人権絵本の読み聞かせ 10月実施予定</p>
4	中央図書館	図書館施設 維持管理事業	中央図書館 施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館施設の適正な維持管理に努めます。施設改修工事として、照明器具LED化とエレベーター更新及びトイレ改修を行います。防犯カメラを増設します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ増設済み</li> <li>・中央図書館施設改修工事（令和3年9月1日～11月30日臨時休館）実施中</li> </ul>
5	中央図書館		滝野図書館 施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝野図書館施設の適正な維持管理に努めます。非常用発電設備更新工事を行います。防犯カメラを増設します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ増設済み</li> <li>・非常用発電設備更新工事（工期は令和3年9月30日～令和4年2月25日）</li> </ul>
6	中央図書館		東条図書館 施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東条図書館施設の適正な維持管理に努めます。防犯カメラを設置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置済み</li> </ul>